

【 投 薬 】**８６３ 重症度の記載がないアルツハイマー型認知症に対するアルツハイマー型認知症治療剤の算定について**

《令和８年８月３１日》

○ 取扱い

アルツハイマー型認知症に対する次のアルツハイマー型認知症治療薬の算定は、レセプトに重症度の記載がない場合であっても、原則として認められる。

- (1) 軽度から重度（高度）の記載がないドネペジル塩酸塩【10mg】（アリセプト錠 10mg 等）
- (2) 中等度及び高度の記載がないメマンチン塩酸塩（メマリー錠等）
- (3) 軽度及び中等度の記載がないリバスチグミン（リバスタッチパッチ等）又はガランタミン臭化水素酸塩（レミニール錠等）

○ 取扱いを作成した根拠等

アルツハイマー型認知症治療薬の選択は、病期、薬剤の特徴と使用歴、症状、治療効果、副作用を考慮して行い、必要に応じて投与量を変更する。各治療薬の添付文書の効能・効果等より、ドネペジル塩酸塩（アリセプト錠）は軽度から重度（高度）の患者に、メマンチン塩酸塩（メマリー錠）は中等度から重度の患者に、リバスチグミン（リバスタッチパッチ）とガランタミン臭化水素酸塩（レミニール錠）は軽度から中等度の患者に投与するものであり、軽度、中等度、高度の記載がない場合であっても、本治療薬の算定は適切であると考える。

以上のことから、レセプトに重症度の記載がないアルツハイマー型認知症に対する上記(1)から(3)のアルツハイマー型認知症治療薬の算定は、原則として認められると判断した。